

eシールに関する取組状況

令和5年6月

サイバーセキュリティタスクフォース事務局

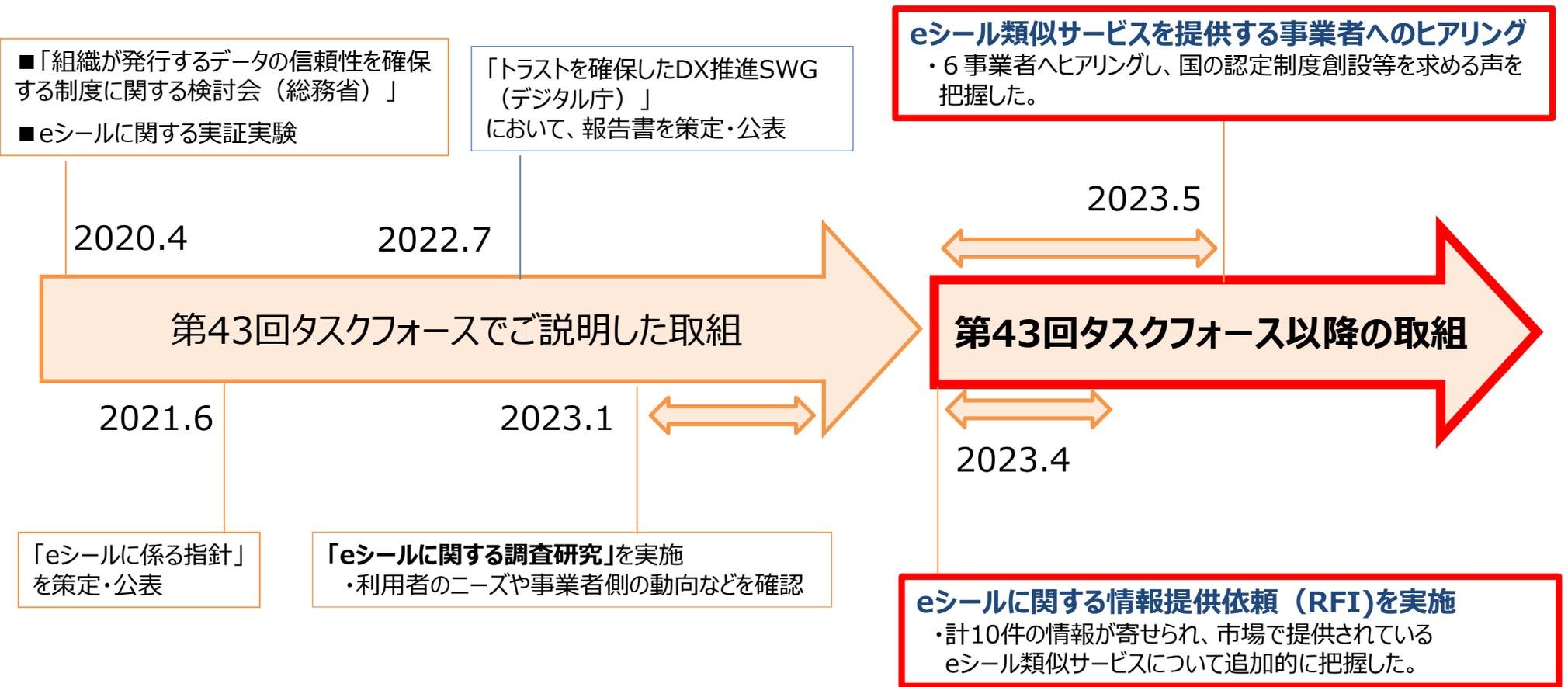
eシールとは

- eシールとは「**電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み**」であり、技術的には電子署名と同じ。
- 個人名の電子署名とは異なり、使用する個人の本人確認が不要であり、領収書や請求書等のように迅速かつ大量に処理するような場面において、**簡便にデータの発行元を保証することが可能**。
- eシールの活用により、これまで紙で行われていた**書類等の企業間のやり取りを電子的に安全に行える**ようになり、従来の郵送の手間やコストの削減による**業務効率化や生産性向上**が期待される。

総務省における取組

- 2022年7月に公表された「**トラストを確保したDX推進SWG**」（デジタル庁開催）の報告書では、総務省において、eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現に向けて取組を進めるべきとの方針が示された。
- これを受け、総務省では、国内においてeシールサービスを提供する事業者の実態や利用者のニーズを把握するため、2022年度に「**eシールに関する調査研究**」を実施し、**事業者側の動向や利用者のニーズの高まりを把握**した。
- また、「eシールに関する調査研究」では捕捉しきれなかったeシールサービスに関する実態を把握するため、我が国で提供されているeシールサービス又は類似サービスについて、本年4月から5月にかけて総務省ホームページ上で広く「**eシールに関する情報提供依頼 (RFI: Request for Information)**」を実施する旨を前回会合で報告した。

- 本年4月から5月にかけて実施した「eシールに関する情報提供依頼(RFI)」では**計10件の情報提供**があり、その大半は総務省が既に把握しているサービスであったが、一部のサービスについては追加的に把握したのもあった。
- また、総務省においては、eシールサービスを取り巻く現状や課題を把握すべく、「eシールに関する調査研究」においてeシールサービスを既に提供していると回答のあった6事業者に対して本年4月から5月にかけて**個別にヒアリングを行い、現状と課題を整理**した。



- 前述の調査研究、情報提供依頼（RFI）、事業者ヒアリング等を通じ、我が国でeシールサービスを提供していく上での現状・課題等について、以下の声が寄せられた。

総務省に寄せられた現状・課題等

eシールの活用先となる主な業種

- 医療・ヘルスケア関係、産業廃棄物関係、ガス関係、業種問わず

国による認定制度の必要性

- 国による信頼性の裏付けがないことにより、eシールの導入に躊躇する企業も多く、eシール普及の阻害要因となっている
- 電子インボイスにおけるeシール活用の義務付け等ができればeシールが急速に普及するが、国による認定制度がないと、このような議論も難しい

eシールに関する技術基準策定の必要性

- サービスが乱立して市場が混乱しないよう、仮に認定制度を創設しない場合でも、eシールの技術基準（プレフィックス等）を国が示すことは重要

eシール制度化に向けた有識者会議の設置

- 事業者ヒアリング等を踏まえると、eシールの普及・拡大のためには、国による認定制度を創設することが望ましいことから、総務大臣による認定制度創設の要否を検討すべく、総務省主催の有識者会議を開催することとしたい。

有識者会議で議論すべき事項

- 総務省でのこれまでの取組を踏まえた本検討会での議論のスコープ
- eシールの定義とレベル分け
- 国による認定制度創設の要否
- 認定制度のスキーム（認定対象、認定期間、認定基準、運用体制等）
- リモートeシールに関する認定制度上での位置付け
- その他論点（組織等の実在性確認、認証局/利用者による秘密鍵管理の基準等）

スケジュール案（※変更の可能性あり）

令和5年8月末 有識者会議の設置

令和6年3月 有識者会議で一定の方向性を取りまとめ